

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任せており、大洗町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育の提供区域を1区域として設定します。

2 教育・保育の量の数値目標と確保方策

(1) 幼児教育・保育

■令和2年度

単位：人	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
量の見込み(A)	35	188	20	95
確保量(B)	115	201	33	120
過不足分(B) - (A)	80	13	13	25

■令和3年度

単位：人	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
量の見込み(A)	34	184	20	97
確保量(B)	115	222	33	120
過不足分(B) - (A)	81	38	13	23

■令和4年度

単位：人	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
量の見込み（A）	33	180	21	97
確保量（B）	115	222	33	120
過不足分（B）－（A）	82	42	12	23

■令和5年度

単位：人	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
量の見込み（A）	34	180	20	97
確保量（B）	115	222	33	120
過不足分（B）－（A）	81	42	13	23

■令和6年度

単位：人	3歳以上		0～2歳	
	1号認定	2号認定	3号認定	
	幼稚園希望	保育所希望	保育所希望 0歳	保育所希望 1～2歳
量の見込み（A）	34	177	20	97
確保量（B）	115	222	33	120
過不足分（B）－（A）	81	45	13	23

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

お子さんとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や子育てについての相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■量の見込み（基本型）

単位：か所	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施か所	0	0	0	0	0	0

■量の見込み（母子保健型）

単位：か所	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施か所	1	1	1	1	1	1

■提供体制・確保方策の考え方

- ・町保健センター内に 1 か所設置し、提供体制の確保を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

通常の保育時間以外に、保育所等において保育を実施する事業です。

■量の見込み

単位：人	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	151	160	160	160	160	160
確保量 (B)		160	160	160	160	160
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・町内すべての保育施設にて、最長で午後 7 時まで延長保育を実施しています。
- ・ニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保を行います。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

昼間、保護者が不在の児童を下校時から夕方まで預かり、「遊び」を中心にした保育を行う事業です。

■量の見込み

単位：人	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	204	260	260	260	260	260
1 年生	58	70	70	70	70	70
2 年生	56	70	70	70	70	70
3 年生	55	55	55	55	55	55
4 年生	35	45	45	45	45	45
5 年生		10	10	10	10	10
6 年生		10	10	10	10	10
確保量 (B)		260	260	260	260	260
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0
クラブ数	2	4	4	4	4	4

■提供体制・確保方策の考え方

- ・平成 31 年度に民間の放課後児童クラブが 1 か所開設し、令和 2 年度から更に 1 か所開設し、合計で 4 クラブとなり、新たに対象が 1 ～ 6 年生までとなりました。
- ・ニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保を行います。

（４）放課後子ども教室事業

地域の方々が指導者やボランティアとして、放課後、小学校の教室等を活用し、子どもたちにスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施する事業です。

■量の見込み

単位： 人回/年	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	430	440	440	440	440	440
確保量 (B)		440	440	440	440	440
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・ニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保に努めます。

（５）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込み

単位： 人回/年	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	722	700	700	700	700	700
確保量 (B)		700	700	700	700	700
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・ニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保を行います。

（６－１）一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園の在園児を、通常保育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

■量の見込み

単位： 人日/年	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	0	180	180	180	180	180
確保量 (B)		180	180	180	180	180
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・令和 2 年度より、公立祝町幼稚園で預かり保育を実施します。
- ・今後もニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保を行います。

（６－２）一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者の病気、事故、冠婚葬祭などにより、一時的に家庭で保育できない児童を保育する事業です。

■量の見込み

単位： 人日/年	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	0	30	30	30	30	30
確保量 (B)		30	30	30	30	30
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・平成 30 年度の利用実績はありませんでしたが、今後もニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保を行います。

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

■量の見込み

単位： 人日/年	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	137	150	150	150	150	150
確保量 (B)		150	150	150	150	150
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0
施設数	1	1	1	1	1	1

■提供体制・確保方策の考え方

- ・平成 29 年度より病児保育事業を開始しました。
- ・ニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保を行います。

(8) 妊婦健診事業

妊産婦の健康管理を行うために、妊婦健診にかかる費用を助成するための事業です。

■量の見込み

単位： 人回/年	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	107	90	90	90	90	90
確保量 (B)		90	90	90	90	90
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・ニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保を行います。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

「こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業」として、乳児家庭に助産師や保健師が訪問し、子育てに関する相談等を実施する事業です。

■量の見込み

単位：人	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	70	80	80	80	80	80
確保量 (B)		80	80	80	80	80
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・ 0 歳児の推計人口を乳児家庭とみなし、すべての乳児家庭を訪問するものとして見込みます。
- ・ ニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保を行います。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

■量の見込み

単位：人	実績	見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	6	10	10	10	10	10
確保量 (B)		10	10	10	10	10
過不足分 (B) - (A)		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・ ニーズ量に応じ、十分な提供体制の確保を行います。